

# 広報みしま

町のすがた

(5月1日現在)

人口 男 3,353人 (-3)  
女 3,655人 (-1)  
計 7,008人 (-4)  
世帯数 1,794 (+2)  
( )は4月1日との比較



## 1200本の花植える

商工会婦人部、青年部、脇野町老人クラブと、吉崎役員の50余名の皆さんは、サルビア(600本)、ベゴニア(600本)を手ぎわよくプランターに植え込み、町の中心街に配置しました。



## 集落入口をフラワーロードに

蓮花寺役員の皆さんは、県道中永・宮本線の沿道250メートルに、サルビア(300本)、マリーゴールド(300本)の苗を植えました。



サルビア

●花期 7~10月  
●原産 ブラジル  
花ことば=燃ゆる恋(赤花)・知恵(紫花)



ベゴニア

●花期 1年中  
●原産 熱帯、亜熱帯  
葉を観賞する葉ベゴニアと、花の美しい花ベゴニアあり。



マリーゴールド

●花期 6~10月  
●原産 メキシコ  
花ことば=友情

第314号

5

平成6年5月18日  
発行 新潟県三島郡三島町役場  
(0258) 42-2221  
印刷 長岡市あかつき印刷

# 町を花いっぱいに

人々のコミュニケーションの媒体ともいわれる花。町並みに咲く花は、そこに住む人はもとより、町を訪れる人の心もなごませてくれるもの……。「花いっぱいの会」と、大字蓮花寺では、今年も「花いっぱい運動」の作業を行いました。

# みしまに似合う花 募集。町の花

?

豊かな自然に恵まれた三島町は、花がとても似合う町です。  
四季折々、美しい風景を見せる三島町を象徴する「花」を募集します。

応募資格: 三島町に在住、縁故のある方

応募方法: 官製ハガキに次のとおり記入し、郵送してください。

町の花 応募

花の名(種類)

選んだ理由

住所  
お名前  
年齢  
電話番号

940-23  
50

新潟県三島郡三島町  
三島町役場

企画調整課  
行

町の花 応募
花の名(種類)
選んだ理由
住所 お名前 年齢 電話番号

応募締切: 平成6年6月30日(当日消印有効)

審査・発表: 町内外の見識者で選定会議を開催し決定します。

結果については、「広報みしま」紙上で発表します。

その他: 1枚の官製ハガキに1種類の花とし、1人何通でも応募できます。

採用された方には記念品を贈呈します。

この募金は県を通じて緑化事業に充てられます。また、町の公共施設の緑化などにも還元され、昨年は緑の羽根募金植樹事業として、各大字へ桜の苗木などを配付いたしました。

▼参加資格 三島町に在住又は、出身者及び三島町に勤務している方  
▼場所 新潟スプリングカントリー俱楽部出雲崎コース  
▼期間 月4日(木)~月8日(月)  
▼締切 7月10日

申込書は各クラブ(みしまグリーンクラブ、G・E・C、下河根川グリーンクラブ、イー・グル新保)、大通板金にあります。

法申込書に氏名、生年月日、ハンドキャップを明記し、事務局(下河根川丹波肇)に提出ください。なお、申込書は各クラブ(みしまグリーンクラブ、G・E・C、下河根川グリーンクラブ、イー・グル新保)、大通板金にあります。

ご芳志に感謝「緑の羽根募金運動」

▼家庭募金 1,543世帯	180,161円
▼中学校生徒街頭募金	61,353円
▼その他	258,080円
(5月2日現在)	16,566円

広報を編集していく、ちょっとそこあるのが「校正ミス」先月号の16ページで、今年度の公民館振興員を紹介しましたが、中永の難波孝文さんが、(中条)となっていました。配付寸前に気づき、あわててボルペンで訂正したような次第。ミスするごとに「気を付けなければ」と自戒してはいるのですが……。「節穴の目」をもつ広報担当のこと、今後も校正ミスはあるでしょうが、ご容赦ください。

役場では、これまで各課・局ごとにチラシ、回覧を作成し、ご家庭に配付していましたが、次週から月2回、これらをまとめて「お知らせ版広報」を発行する予定です。印刷用紙を節約し、手間を省力化することが目的です。視覚的に劣るところがあるかも知れませんが、ご理解ください。

予告 お知らせ版広報 発行

編集後記

# 期限内納税に協力を!

税

まちづくりに生きる

税金は住みよい町づくりを進め、暮らしを豊かにするために負担していただく「町民共通の経費」です。

町民の皆さん方が町に直接納める税金は、町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の5つ。今年度も期限内納税について、ご協力をお願いします。

今月号では、町税のあらましと、日ごろ皆さんから問い合わせの多い質問や疑問を取り上げてみました。

町民税が課税されます。

●所得とは?

●一般的には、収入金額から必要経費の控除や給与所得控除などを差し引いたのが所得金額となります。収入イコール所得ではありません。

●妻にも均等割がかかる?

夫婦が同じ市町村に住んでいて、夫が均等割を納税しているとき、その妻には均等割は課税されません。

●妻にも均等割がかかる?

毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

固定資産税の免税

毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は課税されません。

●同じ宅地なのに税金が違うのは?

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあるかによって決まります。

●土地が住宅用地の場合、固定資産税の特例措置があります。

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●200坪を超える部分の住宅用地

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●200坪を超える部分の住宅用地

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×3分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×6分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×3分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×6分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×3分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×6分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×3分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

●評価額×6分の1

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあります。

## 国民健康保険税

国民健康保険に加入している世帯主に課税され、納められた税金は国からの補助金等と合わせて、国保を運営する貴重な財源となります。(詳細は先月号に掲載しております)

河内氏は、収入役(昭和21年12月17日~46年9月2日)、助役(昭和46年9月13日~47年6月5日)を歴任の後、昭和47年6月25日より3期12年にわたり、町長を務められました。町制施行当時から合併問題の伸展に多く貢献され、今回その功績が閣議決定により認められ、受章となつたものです。



河内弘二氏  
勲五等  
双光旭日章受章

平成6年春の叙勲の対象者が4月29日に発表され、三島町では、元町長河内弘二氏(脇野町76歳)が自治功労者として勲五等双光旭日章を受章されました。

河内氏は、収入役(昭和21年12月17日~46年9月2日)、助役(昭和46年9月13日~47年6月5日)を歴任の後、昭和47年6月25日より3期12年にわたり、町長を務められました。町制施行当時から合併問題の伸展に多く貢献され、今回その功績が閣議決定により認められ、受章となつたものです。

問●亡くなつた人の個人町民税は?

答●個人町民税は1月1日に三島町に住んでいた人にかかります。したがって、前年に亡くなられた方については翌年の町民税はかかりませんが、1月2日以降に亡くなられた方については、町民税が課税されます。この場合、すでに本人が亡くなっているので、相続人が代わりに納めることになります。

●軽自動車税額表(年税額)	
種 别	税 額
原動機付自転車	排気量が50cc以下 1,000円
	排気量が50ccを超えて90cc以下 1,200円
	排気量が90ccを超えて125cc以下 1,600円
小型特殊自動車	三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く)で20ccを超えて50cc以下 2,500円
二輪車	農耕作業用 1,600円
	その他 4,700円
	軽二輪(250cc以下) 2,400円
	二輪の小型(250ccを超えるもの) 4,000円
軽三輪	3,100円
軽四輪自動車	乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円
	貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円
	もっぱら雪上を走行するもの 2,400円

国民健康保険に加入している世帯主に課税され、納められた税金は国からの補助金等と合わせて、国保を運営する貴重な財源となります。(詳細は先月号に掲載しております)

## 所得税も特別減税が実施されます

所得税は、平成6年度分所得税の納税者の方に、原則として年税額の20%相当額を減額します。

### ● 給与所得者

原則として、今年の6月と年末調整時の2回に分けて給与の支払者のもとで特別減税額を還付、または控除します。

### ● 事業所得者

確定申告の際に所得税額から控除します。ただし、7月と11月の予定納税において負担軽減を図ります。

### ● 公的年金受給者

1月から6月の公的年金に係る源泉徴収税額の20%相当額を6月の支給時に還付します。(精算は確定申告で行うことになります)

お問い合わせは長岡税務署へ

35-2070

## 法人町民税均等割

資本金の金額	従業者数	税額標準		地方税法第312条に規定する
		改正後	改正前	
1千万円以下	50人以下	円 50,000	円 40,000	9号法人
	50人超え	120,000	120,000	8号法人
1千万円を超え 1億円以下	50人以下	130,000	120,000	7号法人
	50人超え	150,000	150,000	6号法人
1億円を超え 10億円以下	50人以下	160,000	150,000	5号法人
	50人超え	400,000	400,000	4号法人
10億円を超え 50億円以下	50人以下	410,000	400,000	3号法人
	50人超え	1,750,000	1,750,000	2号法人
50億円超え	50人超え	3,000,000	3,000,000	1号法人

表1 所得割非課税基準額

改正後	34万円×家族数+加算額30万円
改正前	34万円×家族数+加算額25万円

表2 均等割非課税基準額

改正後	27万2千円×家族数+加算額14万4千円
改正前	27万2千円×家族数+加算額10万4千円

表3 国民健康保険の減額基準額

改正後	31万円+23万5千円×被保険者数 (世帯主を除く)
改正前	31万円+23万円 ×被保険者数 (世帯主を除く)

所得割については、所得の金額が表1の算式で求めた額以下のとおり引き上げられました。  
①所得割の非課税基準額  
所得割の非課税基準額が、表2の算式で求めた額以下

所得割と均等割の非課税限度額を引き上げ  
②均等割の非課税基準額  
均等割については、所得の金額が表2の算式で求めた額以下

の方を非課税とします。  
(注) ①、②の家族数は、本人と控除対象配偶者、扶養親族の数をいいます。  
扶養親族がある場合のみ加算額は、控除対象配偶者または扶養親族がある場合のみ加算額を算ります。

法人町民税関係  
減額基準額を引き上げ  
国民健康保険税の減額基準額が、表3のとおり引き上げられました。

## 平成6年度

## 税制改正

特別減税だつて、よかつたわ。



## 20パーセントの特別減税

個人町民税

平成6年度の税制改正が行われ、4月1日から実施されました。今回の改正は、当面の経済情勢への対応と税制の見直しが合わせて行われました。

地方税では個人町・県民税の特別減税を始め、法人町民税や国民健康保険税などの改正がありました。主な改正の概要をお知らせします。

これは、1年限りの特例措置として実施されるもので、平成6年度分の個人町・県民税所得割額の20パーセント相当額が減税されます。ただし、20パーセント相当額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。また、退職所得の所得割額はこの算定から除かれます。

平成6年6月分と7月分を徴収しないで、特別減税後の年税額を8月から翌年の5月までの10か月間で徴収する方法で行います。

▽給与所得者等(給与から毎月納めている方)の特別減税の実施方法は、

△事業所得者、公的年金受給者(第1期(6月分)から第4期(10月分)に納められている方)については、平成6年6月分(第1期)の納付において、特別減税額を控除します。

## 運転免許証の有効期間と

## 更新手続きが改正されました！

改正道路交通法が、本年5月10日から執行され  
○更新日において、5年以上継続して免許をうけていること  
○道路交通法の遵守の状況が優良な者として政令で定める基  
準に適合する（5年間無事故、無違反）こと  
の二つの要件を満たす者を優良運転者とし、運転免許の有効  
期間を5年（高齢者の例外あり）とするメリット制が導入さ  
れました。  
ただ、これまで免許証の有効期間が一律に3年となっていました。

ましたので、過去5年間の違反歴に関する資料が蓄積されるまで（改正法が執行されてから2年間）は、要件を緩やかにして3年間とするかわりに、もう一つの要件である継続して免許をうけている期間を5年よりも長い8年間とする暫定措置とされます。

その手続き関係については、下表のとおりです。参考としてください。

## ◎改正道交法執行日前後の運転免許更新手続き一覧

(注)住所を変更した時は必ず届出を//届出をしませんと更新通知書の画面をお手本とに書きません。

免許証の有効期間	更新手続きの日 免許保有年数	過去3年間の事故・違反等	講習の種別	新免許証の有効期間等	手数料の額			備考
					更新手数料	講習手数料	計	
6月9日までの方	5月10日 6月9日	○無事故、無違反の方 ○前回簡素講習で軽微な違反1回だけの方	優良	3年   ツ	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制はない。 (新法適用)
		○前回通常講習で軽微な違反1回の方 ○違反が2回以上ある方	一般	3年   ツ	円 2,200	円 1,700	円 3,900	○ ツ
平成6年6月10日以降の方	運転免許取得後8年を経過している方 (誕生日基準)	○無事故、無違反の方 ○前回簡素講習で軽微な違反1回だけの方	優良	5年   免許証は 金 色 ※(例外あり)	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制が適用される。 ※71歳になる方………4年 ※72歳以上になる方…3年
		○前回通常講習で軽微な違反1回の方 ○違反が2回以上ある方	一般	3年   ツ	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制の適用はない。
	運転免許取得後8年を経過していない方 (誕生日基準)	○無事故、無違反の方 ○前回簡素講習で軽微な違反1回だけの方	優良	3年   ツ	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制の適用はない。
		○前回通常講習で軽微な違反1回の方 ○違反が2回以上ある方	一般	3年   ツ	円 2,200	円 1,700	円 3,900	○ ツ

注) 平成8年5月10日以降の金色免許証対象者は、継続して5年以上免許を保有し、かつ更新前5年間無事故、無違反の方となります。

## 困った、どうしよう 長岡交通事故相談所

撮影料金は800円です。

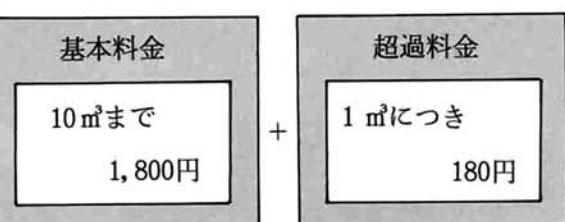
与板地区交通安全協会（与板警察署内1階）では、運転免許証を更新される方の写真撮影を

100



与板警察署内でも

## 下水道使用料金月額



快適な生活環境は欠かせない下水道。三島町の下水道整備は第一次事業認可区域（市街化区域）77ヘクタールを完了し、第二次事業認可区域の整備に平成四年度から着手しています。普及率は、平成5年度末で31パーセントに達しました。

下水道の使用料を、平成6年  
6月納入分より改定させていた  
だきます。(3月町議会で可決)

## 下水道使用料金改定のお知らせ

だくものです。  
ご利用いたば

◎水道水と水道水以外の水（井

俳  
句

支那の歴史

### 水洗化は

◎水道水と水道水以外の水（井戸）などを使用の場合は、それぞれ合算したものを汚水量とみなします。

公共下水道事業は、独立採算制を前提とする地方公営事業として、法律で義務づけられる事業で、町民の皆さんの一水道使用料で運営されるものです。使用料金は下水道をご利用の皆さんから汚水処理に要する費用と建設費償還の一部をご負担いた

金改定を行い、将来利用者の急激な費用負担の増を避けることと、及び事業の独立採算制を確立し、経営の健全化を図るためのものです。

今回の使用料改定で、基本料金は現行の1,540円（消費税込、以下同じ）が1,850円となり、超過料金154円が185円となりますので、ご理解ください。よろしくお申しあげます。

## 下水道使用料の 算定方法

使用料金は、毎使用月で使用者が排除した汚水量で算定します。

○水道水を使用している場合は、水道水の使用料を汚水量とみなします。

○水道水以外の水（井戸）に上

年以内に皆様方からトイレの水洗化をしていただくことが、下水道法で義務付けられています。三島町の水洗化率は5年度末で47・6パーセントで、低い状況にあります。供用開始された地区の全家庭が水洗化をしていたただかないと、下水溝の悪臭は絶えず、快適環境は望めません。住みよい町づくりのために、一日も早い水洗化にご協力ください。

※普及率とは……三島町の人口に対して下水道が供用できる区域の人口

※水洗化率とは……下水道が使用できる区域の人口に対して水洗化をしている人口。

◆ ◆ ◆

使用料金、トイレの水洗化など、下水道についての問い合わせは建設課へ。

小林格子 大滝著風  
臘夜のふるさと講座始まり  
氏神の四角い舞殿花吹雪 名塚清一  
てふてふの影もろともに吹かれをり  
目覚ましを止めて春眠むさぼりぬ  
春昼のとろりと逃げし粥の泡 難波千代女  
竿竹の売りごゑながれ村うらら 遠藤枯骨  
横文字の店並びゐる新樹光 中村遊雲  
雪椿しつかり子孫ふやしおり 遠藤素朴  
あと五分朝寝の真価ここにあり 安達南風  
朝寝して短かき昼を嘆きけり 桜井草子  
夫と来てしのぶ年月花見酒 明日花

土曜・日曜・休日及び12月29日から1月3日を除く毎日  
▼受付時間  
9時～15時  
長岡市四郎丸町173-2  
県長岡総合庁舎1階

# 広報カレンダー

5/19 木	リハビリ 13:00~ みしま園
20 金	胃癌検診 8:00~10:00 上条公民館
21 土	公民館長杯争奪春季野球大会 7:00~ スポーツ広場
22 日	（雨天順延29日）消防団幹部、初任者 校外一日講習 越路町
23 月	ぬくみ会20周年記念事業 与板町 胃癌検診 8:00~10:00 下河根川センター
24 火	心配ごと相談 役場相談室 13:00~16:00 婦人学級（夜の部）19:45~ 保健センター
25 水	療育相談 9:00~ 与板町保健センター 人権擁護講演会 13:30~ 町体中会議室
26 木	リハビリ 13:00~ みしま園 ふるさと講座 13:00~ 町内巡り
27 金	乳癌検診 9:00~10:30 交流センター
28 土	消防団春季演習 8:00~ 脇小グラウンド
29 日	首都圏みしま会総会 東京都
30 月	心配ごと相談 役場相談室 13:30~16:00
31 火	胃癌検診 8:00~10:00 鳥越センター
6/1 水	リハビリ 13:00~ みしま園
2 木	婦人学級（昼の部）13:30~ 交流センター
3 金	胃癌検診 8:00~10:00 保健センター
4 土	脇野町小学校運動会
5 日	脇野町小学校運動会
6 月	胃癌検診 8:00~10:00 交流センター
7 火	心配ごと相談 役場相談室 13:30~16:00
8 水	胃癌検診 8:00~10:00 南部保育所
9 木	胃癌検診 8:00~10:00 大野寿荘
10 金	保健委員研修 9:00~ 保健センター
11 土	三古青年大会（硬式テニス） 19:00~ テニスコート
12 日	議長杯争奪夏季野球大会開会式 19:30~ スポーツ広場
13 月	ふるさと講座 19:30~ 交流センター
14 火	心配ごと相談 役場相談室 13:00~16:00 町議会議員補欠選挙告示日
15 水	リハビリ 13:00~ みしま園
16 木	高齢者リハビリ 9:00~ 保健センター
17 金	リハビリ 13:00~ みしま園

▼日 時	5月24日（火）	待ちしています。今年度初めての家族会を開催しますので、ご出席ください。
▼日 時	5月25日（水）	午後1時30分~3時30分
▼場 所	町体育館 中会議室	みしま交流センター
▼講 師	山田 敏郎 氏	人権擁護委員
渡辺 博 氏	長岡法務局総務課長	

## 人権擁護講演会



### 正しい知識を持ちましょう エイズシリーズ②

エイズの発病はHIVによる免疫システムの破壊によって生じます。私たちの身体には、自己防衛のための免疫システムがあり、外から体内に侵入してきた細菌やウイルスの繁殖を防いでいます。その中で貴重な役割を持っているのは免疫システムの司令官であるTリンパ球です。

HIVは体内に侵入するとこのTリンパ球を次々と壊してしまいます。その結果、私たちの身体を外敵から守る免疫システムが破壊され、身体の抵抗力が極端に落ちてきます。そのため、体内に侵入した細菌やウイルスはここぞばかりにあちこちで繁殖し、最終的には死を招くのです。



## 保健行事の おしらせ



対象	内 容	日 時	会場
H 3.2 ~ 3.5 月出生児	3才児健診	6月13日(月)受付 13:30~14:00	保健セントラル
H 5.7 ~ 5.8 月出生児	乳児相談（8~9ヶ月）	5月24日(火)受付 9:00~9:30	
H 6.1 ~ 6.2 月出生児	（3~4ヶ月）		
H 5.1 ~ 5.6 月出生児	予防接種 ポリオ2回目	5月31日(火) 14:00~15:00	
H 5.7~5.12 月出生児	1回目		
H 3.10~H 4.3 月出生児	予防接種 三種混合 Ⅰ期3回目	6月15日(水) 14:00~15:00	
H 2.4~H 3.3 月出生児	予防接種 日本脳炎 Ⅰ期1回目	6月16日(木) 14:00~15:00	

乳児相談は、健診前の赤ちゃんの発達チェックをしますのでおいで下さい。特に3~4ヶ月乳児相談対象の方は、小児ガン（神経芽細胞腫）検査について詳しい説明と検査セットと医療機関での乳児健診無料券をお渡ししますので、必ずおいで下さい。

# 町議会議員補欠選挙

投票日 6月19日(日)

投票時間 午前7時~午後6時

去る4月末に七日市の中野昭二議員が亡くなられ、議員の欠員が4名になったため、公職選挙法の規定により、議会議員の補欠選挙を行うこととなりました。選挙で選ぶ議員の数は4名です。町の大好きな選挙、皆さんそろって投票しましょう。

△二十歳になる人  
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいる人は、投票できます。  
△転出した（する）人  
選挙人名簿に登録されていても平成6年6月18日までに転出した人は、投票できません。  
△不在者投票  
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいた人が、投票できます。

△二十歳になる人  
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいた人が、投票できます。  
△不在者投票  
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいた人が、投票できます。  
△二十歳になる人  
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいた人が、投票できます。  
△不在者投票  
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいた人が、投票できます。



お知らせ  
照会は電話で

三島町役場 42-2221(代)  
ガス企業団 42-2671  
水道企業団 72-2259  
消防斎場組合 72-2572

火事・救急 119  
一、採用予定日 平成7年4月1日  
二、採用職種・予定人員 上級職（若干名）

## 役場職員募集

次により役場職員を募集します。

三、住所要件 三島町役場への通勤に支障のない者

詳しいことは、与板警察署（72-3131）又は近くの駐在所へ。

町では精神障害者に対し、医療費の助成を行っています。

△助成額 円を差し引いた額

※1千円未満のときは助成しない。7千円以上のときは7千円とする。

対象は、精神障害のある方で治療に要する通院、入院医療費です。ただし、療養期間が1年未満の方は除きます。

助成を受けようとする方は、未満の方は除きます。

住民課保健衛生係にお尋ねください。

△助成額 円を差し引いた額

※1千円未満のときは助成しない。7千円以上のときは7千円とする。